

山形県警察術科に関する訓令

〔令和3年3月31日
本部訓令第7号〕

改正 令和7年4月1日本部訓令第14号

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察術科技能検定に関する訓令（昭和29年警察庁訓令第10号）及び山形県警察教養に関する訓令（平成6年3月本部訓令第12号）に定めるもののほか、山形県警察における術科の推進及び技能検定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「術科」とは、総合対処法、逮捕術、拳銃操法、救急法、柔道、剣道及び体育をいう。

(術科の心得)

第3条 警察官は、術科が不断の反復訓練によって熟達するものであることを自覚し、積極的に訓練に努めなければならない。

2 警察官は、採用時教養期間終了後3年以内に、逮捕術及び拳銃操法は中級以上、柔道又は剣道は2段以上を取得するように努めなければならない。

(訓練責任者の配置)

第4条 術科訓練（以下「訓練」という。）の効果的推進を図るため、各所属に訓練責任者を置き、所属長（所属長が一般職員の所属にあっては、警務部人材育成課長（以下「人材育成課長」という。））をもって充てる。

2 訓練責任者は、所属における訓練の最高責任者として、訓練を安全かつ確実に実施する責務を有する。

(訓練推進責任者)

第5条 警察本部（以下「本部」という。）、本部の課、執行隊、警察学校及び警察署に訓練推進責任者を置き、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者をもって充てる。

（1）本部 人材育成課長

（2）本部の課及び執行隊 次長、副隊長又は所属長が指名する者

（3）警察学校 副校長又は教頭

（4）警察署 副署長又は次長

2 訓練推進責任者は、訓練の実施に関し、関係所属との連絡調整に当たるとともに、その積極的な推進に努めなければならない。

(術科訓練重点対象者)

第6条 訓練責任者は、次に掲げる者を術科訓練重点対象者に指定しなければならない。

（1）警察署に勤務する地域警察官

（2）地域課鉄道警察隊、刑事企画課機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及

び機動隊に属する警察官

(3) 捜査に従事する警察官

(4) 警衛及び警護に従事する警察官

(5) 前各号に掲げる者のほか、訓練責任者が指定の必要があると認める警察官

(訓練の実施)

第7条 訓練推進責任者は、所属の警察官（傷病その他健康上の理由により訓練ができないと訓練責任者が認めた者を除く。）に対し、必要と認める訓練を計画的に実施しなければならない。

2 訓練実施基準は、別表のとおりとし、本部にあっては人材育成課長が、執行隊、警察学校及び警察署にあっては訓練推進責任者が当該基準を踏まえた年間訓練計画を策定するものとする。

3 訓練推進責任者は、特に逮捕術、柔道又は剣道の訓練については、夏期及び冬期においてそれぞれ5日以上の訓練期間を指定して実施するものとする。

4 訓練推進責任者は、訓練状況を管理し、必要な指導を行わなければならない。

(術科大会等)

第8条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、毎年1回以上、術科大会を開催するものとし、その種目及び実施細目については、開催の都度定める。

2 訓練責任者は、所属内における術科競技会の開催に努めるものとする。

3 本部長は、術科大会において、優秀な成績を収めた所属及び個人を表彰するものとする。

(講習会等の実施)

第9条 人材育成課長は、術科技能の向上を図るため、必要に応じて講習会及び巡回指導を実施するものとする。

(訓練指導者等の配置)

第10条 本部の各部、執行隊、警察学校及び警察署に訓練指導者を置く。

2 訓練指導者は、巡査部長以上の階級にある者の中から、人格識見に優れ、術科技能及び指導力を有すると認める者を訓練責任者の推薦により、本部長が指名するものとする。

3 訓練責任者は、必要により訓練指導補助者（以下「補助者」という。）を置くことができる。

(訓練指導者等の任務)

第11条 訓練指導者及び補助者は、術科振興の推進役であることを自覚し、常に自ら研さん鍛磨するとともに、次に掲げる事項に留意して指導に当たらなければならない。

(1) 被訓練者の技能の程度を把握して合理的な訓練を実施すること。

(2) 術科の目的及び種類に応じ、講義、実技、教材利用その他の効果的な指導方法を工夫すること。

(3) 訓練の実施に当たっては、事故防止に十分配意すること。

(特別訓練員)

第12条 本部長は、術科振興のため、特別訓練員を指名し、高度の技能及び指導能力の体得に当たらせるものとする。

2 人材育成課長は、特別訓練員に第9条に規定する講習会及び巡回指導を行わせることができる。

(検定の実施者等)

第13条 本部長は、逮捕術、拳銃操法及び救急法の技能検定（以下「検定」という。）の実施及び合格者の決定を行うものとする。

(検定の実施)

第14条 検定は、本部長が必要と認めるとき又は訓練責任者から申請があつたときに実施するものとする。

2 訓練責任者は、所属の警察官に検定の受検を奨励するとともに、受検の申請を行うときは、検定申請書（別記様式第1号）を本部長に提出するものとする。この場合において、警察学校入校中の者に係る申請については、訓練責任者に代わり、警察学校長が行うことができる。

3 検定の事務は、警務部人材育成課（以下「人材育成課」という。）において行うものとする。

(検定の基準)

第15条 検定は、警察術技能検定に関する訓令第3条に定める級位合格基準により行うものとする。

(検定の結果)

第16条 本部長は、検定の結果を訓練責任者に通知するものとする。

(他機関の行った検定の効力)

第17条 他の都道府県警察で行った検定に合格した者は、この訓令の規定により合格した者とみなす。

(合格者の管理)

第18条 人材育成課に検定等合格者台帳（別記様式第2号）を備え、所要事項を記載し、整理保存しなければならない。

(術科活用事例の報告)

第19条 訓練責任者は、逮捕術及び救急法について、活用事例があつた都度、逮捕術活用事例報告書（別記様式第3号）及び救急法活用事例報告書（別記様式第4号）により本部長に報告しなければならない。

(準用規定)

第20条 この訓令の規定は、拳銃操法に関する事項を除き、警察官以外の警察職員に準用することができる。

(補則)

第21条 この訓令に定めるもののほか、術科に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日本部訓令第14号）

この訓令は、制定の日から施行する。

別表 訓練実施基準

訓練対象 術科種目	術科訓練重点対象者	術科訓練重点対象者以外の者
総合対処法	別に定める	
逮捕術	別に定める	
拳銃操法	実包による射撃訓練を年1回以上 実施	実包による射撃訓練を2年に1回以 上実施
	使用判断訓練を年2回以上実施	
柔道・剣道	月2回以上実施	
救急法	年1回以上実施	

別記様式 一略一